

市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託 に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

これまで、当初発送分に係る軽自動車税納税通知書、個人住民税特別徴収納税通知書、個人住民税普通徴収納税通知書については、納税通知書、納付書・納入書、しおり（説明書）、封筒等、1件の納税通知に使用する帳票をそれぞれ別々に調達し、通知書・納付書・納入書については本市所有の大型プリンタで宛名、課税標準額、税額等を印字した後、印字済み通知書と同封物を受託事業者に引き渡すことで封入封緘業務を行っていた。

また、法人市民税の申告書については、申告書等の帳票作成、印字、封入封緘を一括して委託していたが、印字データは本市が導入している日立製作所製汎用機から出力したバイナリ形式のデータであり、外字データを印字できる環境を構築しておく必要があった。

令和2年1月から、個人住民税、軽自動車税、法人市民税の基幹システムとして株式会社日立システムズ製ADWORLDが導入される。同システムの導入により通知書等の印字データをPDF形式で提供することが可能になる。

印字データの提供が容易になることから、これを機に一連の通知・案内に用いる帳票の一括調達及び印字作業を委託化する。

市民税通知書等は、個人情報等の重要な情報であり、また、納税義務者に対して納税の義務や申告の必要性を伝える等重要な通知に用いるものであることから、誤りや遅滞があってはならないものである。情報をデータ化して作業を統合し、事業者の有する技術・ノウハウによって一連の作業を機械的に監視することを可能とすることで、作業品質の向上を図る。

これらを踏まえ、市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託

(2) 業務の目的

市民税通知書等の印刷・印字・封入封緘を円滑に遂行する。

(3) 業務内容

通知書等の帳票の印刷、印字データによる印字、封入封緘。

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年12月31日まで
(地方自治法第234条の3及び茨木市長期継続契約に関する条例第2条第4号に基づく長期継続契約)

3 当該業務の予算額等

(総額)

64,099,200円(税込)

(内訳)

契約締結日から令和2年3月31日まで

9,803,200円(税込)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

19,690,000円(税込)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

19,690,000円(税込)

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

14,916,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、総額及び内訳の予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、本件委託業務の契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、当該契約に係る予算が削除又は減額された場合には、委託者は当該契約を変更し、又は解除することができる。

また、上記により契約を解除した場合には、当事者双方共に、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 平成26年4月1日以降において、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (5) 平成27年4月1日以降において、本業務と同種及び類似業務の履行実績があること。

なお、同種業務とは、PDFファイルによる印字を含む個人住民税特別徴収通知書、個人住民税普通徴収通知書（コンビニ収納用の納付書を扱っている場合に限る。扱っていない場合は類似業務とする。）、軽自動車税納税通知書（コンビニ収納用の納付書を扱っている場合に限る。扱っていない場合は類似業務とする。）又は法人市民税申告書の封入封緘業務をいう。また、類似業務とは、前述の税目以外の税目等（保険料、保育料などの通知書等）で、PDFファイルによる印字を含む封入封緘業務をいう。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又はISMSの認証を受けており、定期的に更新がなされていること。

6 説明会

- (1) 開催日時：令和元年7月3日（水）
15時00分から17時00分まで
- (2) 開催場所：茨木市役所 本館6階 入札室
※説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で市民税課宛送信すること。
提出期限：令和元年7月9日（火）17時15分まで（必着）
提出先：茨木市 総務部市民税課
E-mail：shiminzei@city.ibaraki.lg.jp
又は
FAX：072(626)4826
※ 電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。
- (2) 質疑に対する回答は、電子メール又はFAXにて回答する。
回答日：令和元年7月11日（木）

8 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込
参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。
ア 必要書類

業務実績調書（様式第3号）

イ 提出先：茨木市総務部市民税課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和元年7月18日（木）17時15分まで（厳守）
（土日祝を除く各日午前9時から17時15分まで）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4号）により令和元年7月22日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式5号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民税課へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記②参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

①企画提案書

提案書には、以下の項目を盛り込むこと。

(ア) 会社概要

- ・社名
- ・設立年月日及び営業年数
- ・資本金
- ・従業員数
- ・主な事業内容

(イ) 企画提案内容（税目ごと）

(1) 印刷（帳票の作成）

- ・納付書に使用する用紙がコンビニ収納に適合したものであるか特別徴収通知書（納税義務者用）の圧着用紙が用途に適したものであるか、PDFファイルの印字に適したものであるかなど、各帳票の用途に合わせた用紙を提案すること。
- ・提案する用紙のサンプルを添付すること。

(2) 印字（提供方法、印字設定等）

- ・安全かつ効率的な印字用データの提供方法を提案すること。
 - ・コンビニ収納用の納付書を印字することを考慮した印字設定を提案すること。
- (3) 封入封緘
- ・機械封入等省力化に資する方法を提案すること。
 - ・誤封入を防ぐ方法について提案すること。
- (4) 開発・運用スケジュール
- ・契約締結時から業務開始時までの開発スケジュールを提案すること。
 - ・業務開始後の運用スケジュールを提案すること。
- (5) リスク管理・セキュリティ
- ・作業者及び作業場所の管理体制について提案すること。
 - ・リスクの想定と対応のほか、安全管理措置の対応の状況を委託者に示す方法についても提案すること。
- (6) その他有益な提案
- ・その他有益な提案に費用が伴う場合は、提案額（参考見積額）に含めること。

②参考見積書（様式6号）

契約締結日から令和4年12月31日までの見積額を明記すること。

また、内訳として、仕様書に記載する業務毎に、契約締結日から令和2年3月31日までの見積額、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの見積額、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの見積額及び令和4年4月1日から令和4年12月31日までの見積額を明記すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和元年7月31日（水）17時15分まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館2階 総務部市民税課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本6部

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

企画提案についての提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、下記11(1)～(3)で示す審査基準に基づいて評価し、最

も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可能とする。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

エ 令和元年8月7日（水）にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

(2) 審査結果の通知

① 結果通知

審査の結果は、令和元年8月9日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル審査結果通知書」（様式7号）により郵送する。

② 結果に対する問合せ

候補者とならなかった提案者は、令和元年8月16日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 企画提案の内容 | 600 / 960点 |
| (2) 業務実績調書等内容 | 240 / 960点 |
| (3) 提案額（参考見積額） | 120 / 960点 |

12 候補者の決定

候補者は、別紙「市民税等関連諸用紙印刷・印字・封入封緘等業務委託審査基準」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみであった場合にも、審査を行い評価点が480点以上の場合には候補者とする。
- (5) 審査を行い評価点が480点以上に達した提案者がいない場合には候補者なしとする場合がある。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

※受託候補者以外の各者の得点、順位は当事者のみに開示する。

※企画提案書等提出書類は法人等の技術、ノウハウ等の情報にあたるため非公開とする。（茨木市情報公開条例第7条第2号に該当）

15 日程

説明会（仕様）	令和元年7月3日（水） 15時00分から17時00分まで
質問期限	令和元年7月3日（水）から 令和元年7月9日（火）17時15分まで（必着）
質問に対する回答	令和元年7月11日（木）
参加申込期間	令和元年7月11日（木）から 令和元年7月18日（木）17時15分まで（厳守） （土日祝を除く各日9時から17時15分まで）
参加資格審査結果通知	令和元年7月22日（月）
企画提案書提出期間	令和元年7月23日（火）から 令和元年7月31日（水）17時15分まで（厳守）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和元年8月7日（水）
審査結果通知	令和元年8月9日（金）（予定）
契約締結	令和元年8月下旬（予定）
業務開始	契約締結日から

16 その他

(1) 提案者が1者のみであった場合、本プロポーザルを中止する場合がある。

(2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者

イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない

もの

エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 総務部市民税課 担当 武部

TEL 072-620-1614（直通）

FAX 072-626-4826

E-mail : shiminzei@city.ibaraki.lg.jp